

いつもお世話になります。

先月より「先人の言葉」を皆で持ち回りで書かせていただくことになりました。

この言葉は書籍から選択し選定しています。選定する言葉はその時の気持ちや
目指したいことが表れていると思っています。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

大器は
晩成す

「世界の名言100選」より
老子

仕事のツキを呼ぶコツ

- 一. 手間をかけよう。
- 二. いいものをつくろう。
- 三. お客様の顔を見よう。
- 四. 現場を見よう。
- 五. 夢を語ろう。
- 六. 前向きになろう。
- 七. よい言葉を口にしよう。

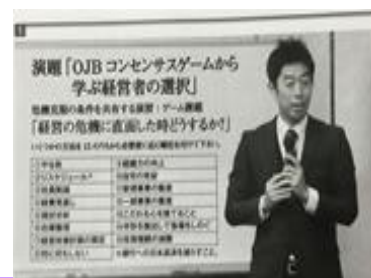
～元気手帳2より～

今月のいろいろ「掲示板」

【大垣青年重役会】[OJB コンセンサゲームから学ぶ経営者の選択

～経営の危機に直面した時どうするか?～

4/9(土)、大垣フォーラムホテルで大垣青年重役会の4月例会の講師をさせて頂きました。会員同士の交流が主とした目的でしたので、コンセンサゲームを選びました。通常行われるコンセンサゲームは答えがあるのですが、意見の出やすい雰囲気を作りだすためにそれにとらわれないことによって、活発な討論になりました。



知っとこ！「税務のママ知識」

～通勤手当の非課税限度額引上げについて～

皆さんはもう知っていますか？平成28年度税制改正により平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当の非課税限度額が現行の10万円から15万円に上げられました。その他改正や政令改正前についての清算方法も決定したため今回はそれらをご紹介しますと思います。

その他改正点

区分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度15万円) (改正前10万)
② 自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道通勤距離に応じて4,200円から31,600円 (片道2km未満は全額課税) (現行通り)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度15万円) (改正前10万)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度15万円) (改正前10万)

改正前の規定を適用して源泉徴収が行われている場合、一部多く税額を納めていることとなりますが、その期間の通勤手当に係る源泉徴収については再計算の必要はなく、改正後に過納となる税額について、年末調整等で清算すればよいとなりました。

(引用：週刊税務通信)

事務所あれこれ日記

【みずほ得する街のゼミナールに参加させて頂きました。】

みずほ得する街のゼミナールに、内容は「ふるさと納税セミナー」で講師は山田が務めさせて頂きました。定員が6名に対して人数を超える応募があり、キャンセル待ちが出るなど大盛況でした。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com